

# 豚熱感染確認区域における野生イノシシのジビエ利用について

令和5年10月20日

山口県農林水産部

豚熱感染確認区域で捕獲した野生イノシシのジビエ利用再開については、以下の条件により取り扱うこととする。

## (1) ジビエ利用個体

- ・国が策定した「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に沿って、PCR検査で豚熱陰性を確認の上、適切に処理された個体

## (2) 拡散防止対策

- ・養豚場や他地域等への感染拡大防止のため、消毒の徹底や関係者の養豚場への立入自粛の徹底

## (3) 再開の範囲

- ・市町単位

## (4) 再開の時期（別紙1参照）

- ・各市町の最初の発生日から550日（約1年半後）後  
ただし、今年度については、11月1日以降とする。
- ・和木町、上関町、平生町は県東部の豚熱感染状況を踏まえ、隣接市町の発生日を考慮して再開

## (5) 再開に係る手続き（別紙2、3）

- ・利用を再開したい施設は、事前に県に申請
- ・県は、施設の現地確認やヒアリング、陽性時の消毒方法の指導等を行った上で、豚熱陽性確認区域内のイノシシ利用を承認
- ・ただし、感染可能性のあるイノシシの捕獲・運搬等による交差感染を防ぐため、以下の取扱いとする。

○申請は、施設が所在する市町の再開が可能となった場合に限定

○再開可能となった確認区域内のイノシシを、再開可能となっていない市町及び感染が確認されていない市町に所在する施設が利用することは不可